

九州国際大学研究者情報

基本情報

所属	法学部 法律学科	氏名	Yoshimura Shinshou 吉村 真性
職名	教授	E-mail	yoshimura@law.kiu.ac.jp
		ホームページ	

■ 学歴・取得学位

2000(平成 12)3 月	龍谷大学 法学部 法律学科 卒業 学士 (法学)
2002(平成 14)年 3 月	龍谷大学大学院 法学研究科 修士課程 修了 修士 (法学)
2006(平成 18)年 9 月	龍谷大学大学院 法学研究科 博士課程 修了 博士 (法学)

■ 主な職歴

2006(平成 18)年 6 月	龍谷大学矯正・保護研究センター 博士研究員 (～2008 (平成 20)年 3 月まで)
2008 (平成 20)年 4 月	九州国際大学 法学部 准教授 (～2014(平成 20)年 3 月 まで)
2014(平成 26)年 4 月	九州国際大学法学部・大学院法学研究科 教授 (～現在に至る)

教育活動

■ 主な担当授業科目

学 部(2025 年度): 刑事訴訟法 1、刑事訴訟法 (1・2) 2、専門演習 A、法律学入門 I、入門セミナー1・同 2、キャリアチュートリアル I、法律学基礎セミナー1・同 2、キャリアチュートリアル II、キャリアチュートリアル III、キャリアチュートリアル IV、法学(春・秋)、日本国憲法(非常勤、春 2 コマ)、刑法 (非常勤、秋 1 コマ)

■ 教育上の特記事項

- 教科書・教材: 下記・愛知正博編『アクティブ刑事訴訟法【第 2 版】』(法律文化社、2026 年) 分担執筆(第 2 章 I・II)
- 教科書・教材: 下記・愛知正博編『アクティブ刑事訴訟法』(法律文化社、2022 年) 分担執筆(第 2 章 I・II)

研究活動

■ 研究分野

研究分野	刑事訴訟法
主な研究テーマ	捜査、犯罪被害者、刑事弁護、裁判員制度、違法収集証拠、職務質問、強制捜査、英米法
キーワード	

■ 主な著書・論文等

著書	<ul style="list-style-type: none"> ○ (単著) 吉村真性著『刑事手続における被害者参加論』日本評論社、2020年 ○ (分担執筆) (吉村執筆・第2章I・II)・愛知正博編『アクティブ刑事訴訟法』(法律文化社、2022年) (分担執筆) (吉村執筆・第2章I・II)・愛知正博編『アクティブ刑事訴訟法【第2版】』(法律文化社、2026年)
論文	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「(連載) 日々の刑事弁護の実践例から理論を考える (22) 長時間のつきまとい捜査 (追従型職務質問) の適否: 理論的検討」季刊刑事弁護 (現代人文社、2025) 132頁以下 (理論的検討は136頁以下)。 ○ 「刑事手続における被害者参加論」刑法雑誌 (2024) 62巻2号260頁以下。 ○ 「当事者主義とVIS (Victim Impact Statement): オーストラリア・ビクトリア州を手がかりに検討」赤池一将ほか編『刑事司法と社会的援助の交錯』現代人文社 (2022年) 503頁以下。 ○ 「3 犯罪被害者・証人の保護措置と刑事手続の関係ー日本と英米法との比較を通じて」・テーマセッション A 犯罪と被害者保護ー刑事法の具体的規定および解釈からみる犯罪社会学の発展」日本犯罪社会学会第49回大会報告要旨集 2022年(2022年10月15日発表)18頁以下(担当20~22頁)。内容については、同学会HPで公表。 http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting_reports/index.html ○ 「イギリス刑事司法手続における犯罪被害者等の権利を巡る情勢と被害者コミッショナー」山口厚ほか編『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集 [上巻]』(成文堂、2021) 439頁以下。 ○ 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) によるパンデミック下の刑事司法制度と犯罪被害者支援: イギリスで最初のロックダウン後に生じた影響を手がかりに」龍谷法学 (2021) 53巻4号1257頁以下。 ○ 「(判例評釈) 検察官の事後の態度等も考慮しつつ、先行する現行犯逮捕の重大な違法を認定しそれに密接に関連する尿の鑑定書等を証拠排除し無罪とした事例 (大阪地方裁判所令和元年9月25日判決) 新・判例解説編集委員会編『新・判例解説 Watch』(2020年10月号) 日本評論社 207頁以下。<LEX/DB25570518> ○ 「(判例評釈) [刑事訴訟法判例研究] 被害者及び目撃者の虚偽供述が発覚し再審無罪となった事件[大阪地裁平成27.10.16判決]」法律時報 (日本評論社、2017) 89巻10号123頁以下。 ○ 「裁判員の解任規定と対象事件の除外規定に関する研究: 北九州・裁判員威迫及び請託事件を手がかりに」法学新報 (中央大学法学会、2017) 123巻9・10号257頁以下。 ○ 「(資料紹介) マイケル・オフロイン&ディビッド・オーメロド『ソーシャル・ネットワークキング・サイト、捜査権限規制法、及び刑事捜査』九州国際大学法学論集 (2016) 61頁以下。 ○ 「(判例評釈) 刑事訴訟法判例研究(42) 被疑者弁護人の人数制限をめぐる刑訴規則27条1項「特別の事情」の解釈[最高裁第三小法廷平成24.5.10決定]」法律時報 (日本評論

<p>社、2014) 86 卷 5 号 163 頁以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「被害者参加の視点から検察官の義務に関する考察：イギリスの議論を手がかりに」九州国際大学法学論集 (2012) 18 卷 3 号 97 頁以下。 「イギリスにおける被害者参加の位置づけに関する一考察 (特集 被害者の刑事手続参加 (2) 諸外国の動向)」犯罪と刑罰 (刑法読書会、2010) 20号143頁以下。 ○ 「アメリカ連邦刑事手続における犯罪被害者の権利―連邦犯罪被害者権利法 (the Federal Crime Victims' Right Act 2004) を手がかりにした一考察」矯正講座 (龍谷大学矯正・保護課程委員会、2010) 30 号 83 頁以下。 ○ 「被害者の落ち度を争った裁判員裁判 (特集 被害者参加制度の導入と刑事弁護の変容) ― (被害者参加事件を傍聴して)」季刊刑事弁護 (現代人文社、2010) 61 号 75 頁以下。 ○ 「(講演) 裁判員制度の概略とその問題点：裁判員裁判における公平な裁判の実現」九州国際大学法学論集 (2009) 15 卷 3 号 1 頁以下。 ○ 「刑事手続における被害者参加論―『三極モデル構造論』による被害者参加人制度への一考察」被害者学研究 (日本被害者学会、2009) 19 号 17 頁以下。 ○ 「刑事手続における被害者参加論(三・完)」龍谷法学 39 卷 4 号 (2007) 645 頁以下。 ○ 「刑事手続における被害者参加論(二)」龍谷法学 39 卷 3 号 (2006) 335 頁以下。 ○ 「刑事手続における被害者参加論(一)」龍谷法学 39 卷 2 号 (2006) 185 頁以下。 ○ 博士学位論文「刑事手続における被害者参加論」龍谷大学 2006 年 9 月 博士 (法学) ○ 「アンドリュー・サンダース『排除的な刑事司法体系における被害者参加』の紹介」龍谷法学 37 卷 1 号 198 頁以下。 ○ 「『被害者意見陳述』制度の運用に関する一考察―犯罪被害者陳述の意義と今後のあり方について」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 (龍谷大学矯正・保護研究センター編) 1 号 (2004) 194 頁以下。 ○ 「刑事司法における被害者陳述の研究」龍谷大学大学院法学研究 (龍谷大学大学院法学研究編集委員会編、2002) 141 頁以下。 	
<p>学会発表 (全国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本法社会学会 (2023 年度学術大会) 2023 年 5 月 14 日「刑罰と被害者の回復― 英米法 (イギリスの視点から) テーマセッション A 「刑事法の具体的規定および解釈からみる犯罪社会学の発展」 (「ミニシンポジウム 6 : 賠償と刑罰― 法の発展のなかで」) 名古屋大学で現地開催、オンライン上で登壇発表。 ○ 日本犯罪社会学会 (第 49 回大会) 2022 年 10 月 15 日・「犯罪被害者・証人の保護措置と刑事手続の関係：日本と英米法との比較を通じて」 (テーマセッション A 「刑事法の具体的規定および解釈からみる犯罪社会学の発展」) 龍谷大学深草学舎 2 2 号館、現地登壇発表。 ○ 日本刑法学会 (第 100 回大会) 2022 年 5 月 22 日・(単独) 研究報告「刑事手続における被害者参加論」ハイフレックス型開催・現地登壇発表、関西学院大学 B 号館同年 5 月 22 日に開催。 ○ 日本被害者学会 (第 19 回学術大会) 2008 年 6 月 14 日「刑事手続における被害者参加論―『三極モデル構造論』による分析―」、日本被害者学会・個別発表、京都産業大学 12 号館、対面発表・現地登壇。 	
<p>その他</p>	

■ 大学就任以前の主な業務上の実績

<p>2007 年 11 月</p>	<p>人権と報道を考えるシンポジウム「人権と報道連絡会」主催「刑事裁判の被害者参加と報道」パネリスト、なお、その発言について The Japan Times (Wednesday,</p>
--------------------	--

	November, 21, 2007) at p.3 掲載。
--	--------------------------------

■ 主な所属学会

日本刑法学会、日本被害者学会、日本犯罪社会学会

■ 受賞等

()年 月	
--------	--

■ 研究助成金による研究

○ 2011年9月 九州国際大学「現代法制研究室」の研究プロジェクトから助成を得て、イギリスで調査。なお、その成果の一部として上記法学論集 18 巻 3 号。

社会における活動等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 2024年1月26日 朝日新聞 日刊(総合3面)「京都アニメーション放火殺人」コメント掲載○ 2023年12月30日 北海道新聞・朝刊(社会18面)「性犯罪声上げる被害者、刑事裁判被害者参加制度15年」コメント掲載。○ 2023年3月3日 農林水産省植物防疫所 防疫官への研修での講演「テーマ:植物防疫と刑事法:刑事訴訟法上の告発義務について」(会場:門司植物防疫所)○ 2016年6月30日「18歳選挙権特別講義(少年法の適用年齢引き下げ問題を手がかりに)」(なお、本講義の様子は毎日新聞 2016年7月1日(地域・北九州)21面「九国大法学部 18歳選挙権特別講義」に掲載)○ 2012年後期:北九州市「市民カレッジ講座;なるほど!わかる法律(超入門編)」を企画・担当。○ 2010年9月3日:擬裁判授業の市民公開による地域貢献(枝光北市民センター) |
|--|

大学運営活動等

- | |
|--|
| 2026年度 |
| <ul style="list-style-type: none">○ 学生サービス委員会○ 研究活動助成委員会○ 社会文化研究所運営委員会 |